

令和 8 年 9 月 8 日

各 所 属 長 様

財 政 局 長

令和 9 年度予算編成について（通知）

本市の財政は、職員数の削減及び市債残高の縮減など、これまでの市政改革の取組成果や税収の堅調な推移もあり、財政健全化が進んでいるが、一方で、物価・賃金・金利の上昇が継続していることに加え、今後とも扶助費が高水準で推移することが見込まれるなど、財政運営上の多くの不確定要素が見込まれることから、急激な環境変化にも対応できるよう、持続可能な財政構造を構築していく必要がある。

また、本格的な少子高齢・人口減少社会が到来し、生産年齢人口の減少による経済成長の制約や社会全体の活力低下が懸念される中、多様化する市民ニーズへの対応や大阪の成長の実現のため、市民の安全・安心を支える安定した財政基盤の構築に向け、たゆみなく市政改革に取り組む必要がある。

以上の認識のもと、令和 9 年度予算についてもこれまでと同様、収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政健全化への取組を進めるとともに、「令和 9 年度市政運営の基本的な考え方」（令和 8 年 9 月）に基づき、限られた財源のもとで、一層の選択と集中を全市的に進めることを基本として編成作業を進める。

なお、令和 9 年度当初予算は、令和 9 年 4 月に市長選挙が予定されるなか、市民生活や大阪経済に影響が生じないよう、喫緊の課題に的確に対応しつつ、「骨格予算」として編成することとする。

については、下記の要領により予算算定を行われたい。

記

令和９年度予算の算定に当たって

（「令和９年度 市政運営の基本的な考え方」（令和８年９月）より）

- ・ 市民サービスの充実、大阪の成長の実現に向けた取組など、必要となる予算を編成する。
- ・ 予算編成を通じ、引き続き市政改革に取り組むとともに、府・市間の取組の推進に当たっては、住民の視点等を踏まえ、府・市の役割分担に応じた負担となるよう取り組む。
- ・ 区長・局長マネジメントのもと、PDCAサイクルを徹底し、選択と集中・スクラップアンドビルドを進め、歳出・歳入両面にわたって更なる自律的な改革に取り組む。
- ・ 自律した自治体型の区政運営の推進に向け、基礎自治行政に関しては、区長自らの努力で歳入を確保する場合の財源も活用しながら、区長が区の特性や地域の実情に即した施策を展開・充実できるよう、その決定権に基づき、局予算も含め予算を編成する。
- ・ 公共事業の選択と集中を引き続き進めるとともに、その財源となる市債発行についても、将来世代の負担を勘案し、予算編成を通じ精査する。
- ・ 財政運営の透明性や財政規律を一層確保する観点から、予算編成過程を公表する予定としている。

上記について、市長の命により通知する。あわせて、以下に留意いただきたい。

(骨格予算編成に当たっての留意事項)

骨格予算の編成に当たっては、下記の基準に基づき算定を行うこと。(特別会計は一般会計に準じる。)

1 歳出に関する事項

- (1) 人件費・扶助費・公債費など義務的経費は計上する。
- (2) 施設維持管理や既に着手している事業など継続的な事業は原則計上する。
- (3) 新規・拡充事業は原則計上しない。ただし、
 - ・市民の安全・安心に資するもので緊急かつ必要性の高い事業等は計上する。
 - ・物価高騰などの影響を受けている市民生活への支援に必要な事業等は計上する。
 - ・「Beyond EXPO 2025」、「市政改革プラン」に沿ったもので、緊急かつ必要性の高い事業等は計上する。

なお、計上する場合は、通年の所要額を計上すること。

2 歳入に関する事項

- (1) 歳出に連動する特定財源(国庫支出金等)は、歳出に対応する収入見込額を計上する。
 - (2) 歳出に連動しない特定財源(使用料、手数料等)は、通年の収入見込額を計上する。使用料・手数料等の改定については、国・府等に準じるものや受益と負担の公平性の観点・他都市の状況に鑑み改定を行うものは、必要に応じ改定内容を反映する。
- なお、「Beyond EXPO 2025」、「市政改革プラン」によるものについては、「1 歳出に関する事項」と同様の取扱いとする。

3 配分額に関する事項

上記基準に基づき、当初予算で計上を留保する新規・拡充事業等は、令和9年度にいわゆる「肉付け予算」として補正予算を改めて議論していくこととなるが、裁量経費においては、当初予算(骨格)と補正予算(肉付け)の所要一般財源の合算額が別途通知する「配分額」の範囲内での算定となるよう、計上を留保する場合は特に留意されたい。

4 その他

上記基準に基づく新規・拡充事業の算定状況等については、「骨格予算編成に当たっての留意事項等について（照会）」（令和 8 年 9 月 8 日）により把握することとしているので、遺漏のないよう取り扱われたい。

（算定に当たっての主な留意事項）

1 配分額

本市は、市民の安全・安心を支えていくため、安定した財政基盤を構築する必要があるとの認識のもと、収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう、収支均衡に向けて財政健全化の取組を進めているところである。

所属予算の算定に当たっては、適切な価格転嫁のため、消費者物価指数や最低賃金等を踏まえ、物価や賃金の動向を勘案した算定を行うことはもとより、常に成果を意識しながら、施策・事業の達成目標（KGI）とその評価指標（KPI）、コストパフォーマンスの検証を踏まえるなど PDCA サイクルの徹底を図り、これまでの経緯や手法にとらわれることなく、歳出・歳入両面にわたり自律的な見直しに取り組むこと。

また、限られた財源のもとで多様化する市民ニーズに応えていくためにも、これまで当初予算額が決算額と乖離してきた要因を分析し、算定額を精査するとともに、施策の選択と集中・スクラップアンドビルドを進め、単なる一律のシーリング率の設定とするのではなく、重点的に取り組む施策分野を設定するなど、所属内の予算編成方針を策定のうえ、メリハリのある算定を行うこと。

当初予算編成に向けて一定の前提条件により試算した令和 9 年度概算見込において、収支不足が見込まれるが、物価高騰等の影響がある中においても、区長・局長マネジメントによる施策の選択と集中・スクラップアンドビルドをより一層進めていくこととし、裁量経費は前年度と同額（±0%）としている。各所属においては、所要一般財源の総額が別途通知する「配分額」の範囲内となるよう算定すること。

算定における所要一般財源額が「配分額」を下回る場合、下回った額については、財務部担当者と協議のうえ、令和 10 年度以降の予算編成における所属配分予算において上積みすることができるものとする。

加えて、令和 8 年度中の節減額等を配分額に上積みすることができる「節減インセンティブ制度」や、年度をまたがる所属マネジメントを後押しし、中長期的な視点も含めた事業見直しの促進を図る「財政効果創出インセンティブ制度」についても活用されたい。

裁量経費に係る市債収入についても、一般会計の市債残高の状況や将来の財政負担を勘案し、シ

ーリング（±0％）を設定することとしているので、別途通知する「配分額」の範囲内となるよう算定されたい。なお、国により地方財政措置の充実が図られている地方債は積極的に活用するとともに、個別施設計画に基づく更新等により、市債の「配分額」を超過する場合は、財務部担当者と協議されたい。

事業の適債性の有無や地方債区分等に疑義がある場合は、必ず事前に財務部財源課（財源調整グループ）と協議すること。新規事業については特に留意されたい。

2 物価高騰対応経費

物価高騰の影響を受けている市民・事業者に対する必要な支援などに要する経費等については、「令和9年度予算編成における物価高騰対応経費の取扱いについて（照会）」（令和8年9月8日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

3 区予算

「自律した自治体型の区政運営」に向けて、新たな区政運営や区長権限の整理を踏まえ、各区長、区シティ・マネージャーの権限・責任のもと、予算を編成・執行することを基本としているところであるが、市全体としての整合性を図るうえで、

- ・市全体の方針との整合性

受益と負担の明確化の観点から、受益者には一定の負担を求める必要

- ・全市的な制度設計との整合性

実施する事業の所管局による全市的な整合性の整理が必要

- ・公正性・公平性の著しい欠如などの自治行政原理との整合性

には、十分に留意されたい。

なお、区シティ・マネージャーの決定権に係る局予算及び全市的な制度設計との整合性については、区シティ・マネージャーと局との間で十分に調整を行うよう留意されたい。

また、区予算算定に当たっては、「区関連予算にかかる財源配分の考え方等について（依頼）」（令和8年9月8日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

4 重点施策推進経費

全市的な取組として重点的に推進する施策は、「令和9年度重点施策推進経費について（照会）」（令和8年9月8日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

加えて、こども青少年局から「令和9年度こどもの貧困対策関連経費について（照会）」（令和8年9月8日）の通知がなされるため、遺漏のないよう取り扱われたい。

5 DX推進経費

「大阪市DX戦略」の取組に資する施策は、「令和9年度DX推進経費について（照会）」（令和8年9月8日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

6 資産の組換え

新たなストックの形成につなげるため資産の組換えにより重点的に推進する施策は、「令和9年度資産の組換え施策推進経費について（照会）」（令和8年9月8日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

7 地方創生

地方創生の取組を推進していくための施策については、次に掲げる制度を活用されたい。

（1）地域未来交付金（旧新しい地方経済・生活環境創生交付金）

・地域未来推進型

「令和9年度地域未来交付金（地域未来推進型）について（照会）」（令和8年9月8日）に基づき、政策企画室と調整のうえ、積極的に財源として活用されたい。

・デジタル実装型

「令和9年度地域未来交付金（デジタル実装型）について（照会）」（令和8年9月8日）に基づき、デジタル統括室と調整のうえ、積極的に財源として活用されたい。

（2）地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について（通知）」（令和8年9月8日）により、活用の検討に際しては、制度趣旨を十分に踏まえ、政策企画室と調整すること。

8 市政改革

「新・市政改革プラン」に基づく市政改革の取組については、「未来へつなぐ市政改革」として、2040年問題といわれる生産年齢人口の絶対的不足を見据え、令和9年度までを「集中取組期間」と位置づけて、予見される課題や見えてくる変化に対応し改革をより一層進めるため、6つの取組方針（DXの推進、官民連携の推進、業務改革の推進、働き方改革、ニア・イズ・ベターの徹底及び持続可能な行財政基盤の構築）に基づき、取組を進めることとしている。予算算定に当たっては、これらの趣旨を十分に踏まえること。

持続可能な行財政基盤の構築の取組として、施策・事業自体の必要性、事業内容の有効性等の観

点から、予算編成における PDCA サイクルの徹底を意識した自律的な検証を実施すること。なお、市改革プロジェクトチームより通知する「予算算定調書における KPI 等の点検・精査の実施及び資料提供等の協力について（依頼）」（令和 8 年 9 月 8 日）に基づき、予算算定調書において、KPI 等を適切に設定されたい。

また、「施設のあり方検討のための試行ガイドライン」の対象施設（延床面積 1,000 m²以上の一般施設等）については、建替えや大規模改修等の予算化段階前に施設のあり方検討を同ガイドラインに基づき行う必要があるため、遺漏のないよう取り扱われたい。

さらに、所属長マネジメントによる PDCA サイクルの更なる徹底を図るため、令和 7 年度運営方針の評価及び令和 8 年度運営方針の進捗状況や「運営方針における PDCA 徹底に係る調査レポート等の送付について」（令和 8 年 7 月 28 日）を踏まえて、事業を同一内容で漫然と継続することがないよう、令和 9 年度の「区・局運営方針（案）」の検討を進め、その検討内容に基づき令和 9 年度予算を算定されたい。

9 国・大阪府の予算編成状況

国や府の予算は、本市の予算編成にも多大な影響を及ぼすことから、その編成状況の把握に努め、速やかに対応できるよう留意されたい。

また、府と協調して実施する事業等については、「大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例」等に基づき、府と市の役割分担に応じた負担となるよう十分に協議・調整した上で算定されたい。

なお、府が公表している、「令和 8 年度 大阪府行政経営の取組み」（令和 8 年 2 月）などについても、留意のうえ算定されたい。

10 「Beyond EXPO 2025」関連事業

大阪府市では、令和 8 年 3 月に、万博後の持続的な成長・発展と府民・市民の暮らしの向上に向け、大阪が進むべき道を示す指針（成長戦略）として、「Beyond EXPO 2025」を策定した。予算編成の過程においても、本成長戦略に関連する事業を把握するとともに、実施中の事業の進捗確認も行っていくこととしている。ついては、『「Beyond EXPO 2025」関連事業について（照会）」（令和 8 年 9 月 8 日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

11 監査委員報告書指摘事項等

監査委員報告書に記載された指摘事項等については、速やかに予算に反映すること。

12 収入確保

収入については、「収入の範囲内で予算を組むことを原則とする」という財政規律の前提となることから、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕捉することはもとより、使用料・手数料などについては、受益と負担の明確化の観点から、事業収支、国・他都市の動向など客観的情勢を常に把握しながら適正な水準への改定を図るとともに、施設利用率の向上、未収金の解消など積極的かつ具体的な増収策を検討されたい。

ただし、収入の見込み方を従前と変更する場合、前年度と比べて大幅に増減がある場合は事前に財務部担当者と協議されたい。

13 広告料収入の確保

広告料収入については、自ら必要な財源を確保し、必要な市民サービスの維持・向上につなげるという観点から、引き続き実施所属の特定財源として取り扱うため、令和9年度についても積極的に取り組まれたい。

また、区と局が協力し、一層の広告料収入の確保を図ることを目的に、局所管財産を活用して区が広告事業を実施する場合は、「局所管財産を活用して区が実施する広告事業について（通知）」（令和8年9月8日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

14 未利用地の有効活用

「大阪市未利用地活用方針」において、処分検討地に分類されている未利用地については、可能な限り売却予定時期を明らかにして計画的に売却を進めるとともに、事業予定地についても、当該用地での事業の必要性について早急に精査し、売却が可能なものについては資産流動化プロジェクト用地チームと協議のうえ、活用方針を見直し、売却に努めること。

また、「留保財産の取扱いについて」（令和6年4月1日）に基づき、将来世代がまちづくりや行政運営に活用できるよう継続保有することが決定された留保財産や、売却が困難な処分検討地や事業化に相当な期間を要する事業予定地については、暫定的な利用としての貸付けや定期借地制度等による有効活用を図られたい。

なお、未利用地の売却や貸付けに当たっては、事前に資産流動化プロジェクト用地チームと調整済のものに限り、商品化経費及び未利用地の財産売却代の一部等を「配分額」に加算できるとしており、「未利用地売却促進にかかるインセンティブ制度の見直しについて（通知）」（令和4年9月9日）及び「未利用地の有効活用による貸付等について（通知）」（令和8年9月8日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

15 未収金対策

未収金については、第33回大阪市債権回収対策会議（令和8年8月31日開催）において、令和8年度目標として年度末未収金残高を343億円以下とするための重点取組事項等を決定したので、目標達成に向けて着実に取り組まれない。

また、令和9年度については、「市政改革プラン」の期間に合わせて設定している中期目標の最終年度にあたるため、中期目標の未収金残高及び徴収率を踏まえ、より一層取組を強化するとともに、それらの取組に係る経費について適切に予算反映されたい。

16 市税の軽減措置

政策的な市税の軽減措置については、「税負担の公平性」と「事業の公益性」を十分に比較衡量することが必要であり、また、補助金等と同様の財政支援となることを踏まえ、その必要性を精査するとともに、内容（目的と軽減額等）を「見える化」することが求められる。

新たに市税の軽減措置を行う場合に係る所要税等は、引き続き編成手続き上、歳出予算同様に扱うこととし、その所要税等については各所属の「配分額」から減額する。算定に当たっては、「政策的な市税の軽減措置に係る事前協議について（照会）」（令和8年9月8日）に基づき、地方税法上の問題、税負担の公平性の問題、適用期間、軽減額等について、財務部財源課（税財政企画グループ）と協議されたい。

17 森林環境譲与税

森林環境譲与税については、「森林環境譲与税活用事業の募集について（照会）」（令和8年9月8日）により、環境局と調整のうえ、引き続き積極的に財源として活用されたい。

なお、森林環境譲与税の充当対象事業に係る所要一般財源相当額については、環境局及び財政局と協議の上、「配分額」に加算するものとする。

18 日本中央競馬会（JRA）地域貢献寄附金

日本中央競馬会（JRA）地域貢献寄附金については、「日本中央競馬会（JRA）地域貢献寄附金充当事業の募集について（照会）」（令和8年9月8日）により、計画調整局と調整のうえ、積極的に財源として活用されたい。

19 ふるさと寄附金

ふるさと寄附金については、「大阪市ふるさと寄附金制度の運用等について（通知）」（令和8年9月8日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

20 特定目的基金（蓄積基金）

蓄積基金繰入金については、寄附金等、当該基金の特定の収入を積み立てたものを繰り入れる場合に限ること。

また、各基金の所管所属においては、「基金の残高見込等について（照会）」（令和８年９月８日）に基づき、今後の事業予定を反映した基金残高を改めて精査のうえ、中長期的な運用可能額を適切に報告されたい。

21 補助金等の見直し

補助金等については、これまで「補助金等の見直し調整方針」の考え方に沿って、見直しを進めてきたところであるが、引き続き個別精査を図り、一層の見直しを進められたい。

また、補助金については、令和８年度に終期又は検証年度を迎えるものや、令和９年度において見直しを実施するものについては、「補助金等見直しチェックシート」を提出し、財務部担当者と協議されたい。なお、令和９年度予算で新設しようとする補助金についても、協議を行うものとする。

また、令和９年度予算においても補助金支出一覧を公表していくこととしているため、「令和９年度予算における補助金支出一覧及び貸付金一覧の提出について（照会）」（令和８年９月８日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、分担金については、「分担金の支出手続等に関する指針」に基づき、分担金支出先の団体等における繰越金の状況等を確認し、必要に応じて分担金の金額を見直すなど、適切に予算反映されたい。

22 外郭団体等への委託料及び出資・出えんの見直し

外郭団体への委託料については、外郭団体への支援といった誤解を招くことがないよう、平成２４年７月に策定された「外郭団体への競争性のない随意契約による事業委託の見直しについて」に基づき、事業の廃止や競争入札の導入を進めるなど見直しを行ってきた。

この点を踏まえ、令和９年度予算において、外郭団体及び出資法人への競争性のない随意契約による委託事業を行うこととしている場合で、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第７条第１項に当たるときは、総務局への事前協議が必要であるので、留意されたい。

また、外郭団体及び出資法人への本市からの出資・出えんなどの資本的関与についても、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第３条に基づき、本市の行政目的若しくは施策の達成のため、又は当該関与の目的に応じて必要最小限のものとし、その必要性を適宜見直すよう取組を進められたい。とりわけ株式資産においては、平成２６年１１月１０日の戦略会議において、「安

定的な財政運営をめざした株式資産保有のあり方」について議論し、本市保有の株式は、上場・未上場株式を問わず、基本的に売却する方針を決定したところであることから、適切に予算反映されたい。

23 食糧費等接遇関係経費

近年、国際的イベントの開催やプロジェクト等の取組がさまざまに展開される中、改めて、食糧費等接遇関係経費の執行のあり方等について、市民からの誤解や不信感を招くことのないよう、過去の市政運営刷新委員会の緊急提言等の趣旨も踏まえて、十分に精査し、算定を行われたい。

24 施設整備等に係る予算

今後、多くの施設が更新時期を迎え、施設の維持管理・更新等に要する費用が増大することが想定されていることから、令和7年3月に定めた「大阪市公共施設マネジメント基本方針（第2期計画）（令和8年3月一部改訂）」に基づき、個別施設計画の適切な運用により長期的な視点に立って既存施設全般の維持管理等を進めるとともに、維持管理等に係るコストの縮減や事業の効率化・平準化を図ること。

また、施設の長寿命化を図るとともに、大規模改修や更新等に係る予算算定に当たっては、施設特性に応じた最適な設置・維持を行うための持続可能な施設マネジメントに向けた取組を踏まえ、十分に精査すること。

施設の新築・増改築、建替えに当たっては、まずは空き施設や未利用地等の転活用を図ることとし、やむなく用地取得費を予算計上する場合は、「土地取得案件の予算算定に係る取扱いについて（通知）」（令和8年9月8日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、施設の新増設及び既存施設の建替え・改修等の施設整備に係る予算については、昨今の建築資材の供給不足や価格高騰などを十分に踏まえ算定に反映することとし、資産流動化プロジェクト施設チームにおける評価及び財産運用委員会高度利用部会における検討・調整を経たもの以外は要求を認めない。（参考：「市設建築物の整備にかかる施設整備計画書の作成について（依頼）」（令和8年7月7日））

25 市民利用施設等の緊急安全対策

市民の安全・安心確保のため緊急的に対策が必要な修繕等の経費及び維持管理に必要な不可欠である法定点検等の経費については、「令和9年度市民利用施設等の緊急安全対策について（照会）」（令和8年9月8日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

26 貸付金

貸付金の債権放棄に係るこの間の市会での議論も踏まえ、本市から個人へ貸付（団体等を通じ個人へ貸付を行っている事業を含む）を行っている事業については、今日的観点からの事業継続の必要性を精査するとともに、事業を継続する場合は償還確実性を向上させること。

なお、令和9年度予算においても貸付金一覧として公表することとしているので、「令和9年度予算における補助金支出一覧及び貸付金一覧の提出について（照会）」（令和8年9月8日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。また、新たに貸付を行うもの及び償還計画や貸付条件の変更を行うものについては、財務部担当者と協議されたい。

27 債務負担行為等

債務負担行為の設定など、将来にわたる財政負担を生じるような事業については、その必要性を十分検討することはもとより、今後の事業費の見込及び事業実施のための財源確保の見通しを厳に見極めたうえで、予算算定を行うこと。

また、年度当初から履行を開始する契約にかかる債務負担行為の設定については、「本市調達における年度当初からの履行及び契約にかかる入札手続きの取扱い（通知）」（令和6年9月4日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

28 特別会計

本市の財政状況に対する評価は、一般会計のみならず、公営企業会計等の経営状況も含めて一体的になされている。特別会計についても、社会構造の変化による収入の減などにより、事業を取り巻く環境は、一層厳しい状況にあることから、更なる収入の確保や徹底した経費の精査等を図ること。

また、将来にわたる経営収支を十分考慮し、建設改良費及び企業債発行額を精査すること。

29 特別会計繰出金等

特別会計繰出金については、総務省基準に基づかない繰出しはもとより、基準内であっても独立採算の基本原則に基づいて見直しを進め、引き続き縮減を図られたい。とりわけ、新規事項の算定に当たっては、各会計全体の経営状況を十分考慮されたい。

また、地方独立行政法人への運営費交付金等は、効率的・効果的な法人運営となるよう、設立団体としてのマネジメントを行い、各所属において適切に算定すること。

30 公表資料の充実

市民への分かりやすい情報開示を一層推進するため、令和9年度当初予算より、公表資料の充実の取組として、様式「当初予算（案）の概要」を新設することとしているので、『『当初予算（案）の概要』の作成・公表について』（令和8年9月8日）に基づき、公表に向け準備されたい。

なお、予算計上に当たっての統一的な考え方（「区分ごとの配分額の流用関係」、「節別積算基準等」）を添付しているので留意されたい。

所属配分予算算定の関係調書の提出について

提 出 期 限 11月4日（水）

様 式 別紙のとおり

令和9年度 所属配分予算算定調書について

【調書編】			一般会計		政令等 特別会計		公営・準公営 企業会計
			システム 作成	メール 提出	システム 作成	メール 提出	メール 提出
1. 会計別説明資料							
(様式 1)	会計別総括表（局・室用）		—	○	—	○	○
(様式 2)	会計別総括表（区用）		—	○	—	○	○
(様式 3)	歳出歳入予算増△減調書		—	○	—	○	○
2. 予算事業一覧等							
(様式 4)	予算事業一覧		○	— ※	○	— ※	○ ※
(様式 4 付属資料①)	事業概要説明資料		○	— ※	○	— ※	○ ※
(様式 4 付属資料②)	区関連予算事業一覧		○	— ※	○	— ※	—
(様式 5)	歳入予算一覧		○	— ※	—	—	—
3. 予算事業別調書							
(様式 6)	予算事業別調書		○	—	○	—	○

公
表
資
料

※：公表に向けた体裁など作成要領の詳細は別途通知する。

■留意点等

- 予算編成システムから出力可能な様式については、メール等での提出は不要とし、システム上のステータス「財政局主計担当」へ必ず遷移させること。
- 予算編成システム入力項目詳細については、システムまたは財政局所属サイトに掲載されている「予算編成システムの入力項目一覧表（留意点）」を参照すること。
- 「予算事業別調書」について
 - ・説明責任を果たす観点から、必要なバックデータを整えること。
 - ・事業の区分方法等については、財務部担当者と十分協議すること。
 - ・別途、市改革プロジェクトチームより通知する「予算算定調書におけるKPI等の点検・精査の実施及び資料提供等の協力について（依頼）」（令和8年9月8日）に基づき、KPI等を適切に設定すること。
- その他、各様式に付してある（注）を参考として、作成すること。
- 別途、参考資料の作成を依頼することがあるので留意すること。

(様式1)

●●局·室

16

区長自由経費							(単位: 千円)																	
		歳出					計	特定財源										差引 一般財源	市債	蓄積基金 繰入金	宝くし 収入	交通安全 対策特別 交付金	再差引 一般財源	
		人件費	扶助費	行政施策 経費	投資的 経費	特別会計 繰出金等		分担金及 負担金	使用料及 手数料	国庫 支出金	府 支出金	財産 収入	財産 売却代	寄附金	繰入金 (除く蓄積基 金繰入金)	諸収入 (除く宝くし収 入)	計							
歳出・特定財源	8当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9算定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非裁量B	8当初						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非裁量C	8当初						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
重点	8当初						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
DX	8当初						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
物価高騰	8当初						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
裁量B	8当初						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
区分外管理	人件費 (事業費支弁人件費除く)						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8当初						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	還付金						0										0	0	0	0	0	0	0	
	8当初						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	基金積立						0										0	0	0	0	0	0	0	
	8当初						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	8当初						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳入(除く特定財源)	8当初						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
区分外管理	非通勤歳入						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8当初						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	公債費財源						0										0	0	0	0	0	0	0	
	8当初						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	区分外管理	財産売却代						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8当初						0										0	0	0	0	0	0	0
		9算定						0										0	0	0	0	0	0	0
		9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非裁量的歳入							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8当初							0										0	0	0	0	0	0	0	
区分外管理	その他						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8当初						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	8当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9算定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
区CM自由経費																								
合 計		歳出					計	特定財源										差引 一般財源	市債	蓄積基金 繰入金	宝くし 収入	交通安全 対策特別 交付金	再差引 一般財源	
		人件費	扶助費	行政施策 経費	投資的 経費	特別会計 繰出金等		分担金及 負担金	使用料及 手数料	国庫 支出金	府 支出金	財産 収入	財産 売却代	寄附金	繰入金 (除く蓄積基 金繰入金)	諸収入 (除く宝くし収 入)	計							
歳出・特定財源	8当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9算定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非裁量B	8当初						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非裁量C	8当初						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
重点	8当初						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
DX	8当初						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
物価高騰	8当初						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
裁量B	8当初						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9算定						0										0	0	0	0	0	0	0	
	9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	8当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0														

・〇〇会計（政令等特別会計）

（単位：千円）

区 分	歳 出					特 定 財 源			差引市費			再 差 引
	人件費	物件費	繰出金	公債費	計	使用料・手数料	国府支出金	その他		起 債	基 金	
												一般財源

・〇〇会計（準公営企業会計）

（単位：千円）

区 分	歳 出					特 定 財 源			差 引				再 差 引
	人件費	物件費	公債費	その他費用	計	営業収益	国・府	そ の 他		損益勘定 留保資金		企 業 債	
									過△不足額				過△不足額

（注） 1 様式1については局・室が、様式2については区がそれぞれ作成する。

2 本表は、所属ごとの予算総括表となるもので、極力1所属1表にまとめること。

3 特別会計のある場合は、政令等特別会計、準公営企業会計それぞれについて、上記様式を参考として作成し、「政令等」は運営費と施設整備費に、「準公」は収益的収支と資本的収支にそれぞれ分別の上、一般会計様式に準じて作成すること。区CM自由経費（母子父子寡婦福祉貸付資金、介護保険事業会計）についても作成すること。

4 一般会計については、財政調整基金繰入金を除く。また宝くじ収入は、8当初のみ記入し、9算定は記入しないこと。

5 一般会計の人件費については、8当初のみ次のとおり記入すること。（9算定は記入しないこと）

（「区分外管理」欄の人件費）・・・事業費支弁（はめこみ）人件費を除く人件費（事業費支弁人件費は各経費区分に応じ適切に計上すること）

6 投資的経費については、次に該当するものを所属計の内数として記入すること。

投資的経費	普通建設事業費・・・道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費
	災害復旧事業費・・・暴風、洪水、地震その他異常な自然現象等の災害によって被災した施設を原形に復旧するために要する経費
	失業対策事業費・・・失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、道路、河川、公園の整備等を行う事業に要する経費

なお、投資的経費の要件は以下を参考とすること。

- ・公共施設の新設、増設、改良のための経費で、その使途が資産形成に資するもの（上記5の投資的人件費、事務費を含む）
- ・用地など不動産の取得に要する経費 ・1件100万円以上の備品等の購入経費 ・交付先の団体等の資産形成につながる補助等
- ・システム・ソフトウェアに係る開発・構築経費や機能追加等の改修経費（100万円以上のものに限る）

7 非裁量経費において、「令和9年度市民利用施設等の緊急安全対策について（照会）」（令和8年9月8日）の対象事業を「非裁量経費C」（ただし、重点施策推進経費に含まれるものを除く）とし、それ以外を「非裁量経費B」とする。

8 重点施策推進経費は、「令和9年度重点施策推進経費について（照会）」（令和8年9月8日）の対象事業とする。

9 DX推進経費は、「令和9年度DX推進経費について（照会）」（令和8年9月8日）の対象事業とする。

10 物価高騰対応経費は、「令和9年度予算編成における物価高騰対応経費の取扱いについて（照会）」（令和8年9月8日）の別枠措置対象事業とする。

11 公債費財源及び非裁量的歳入は、「令和9年度予算概算見込額調書の提出について（照会）」（令和8年6月29日）の対象項目とする。新規項目がある場合は、事前に財務部担当者へ協議すること。

12 配分額及び起債配分額については、

ア、エ欄には、別途、通知する所属別配分額等算定表の額※を記入すること。

※様式1（局・室用）については、区CM自由経費を除いた配分額を記入すること。

※様式2（区用）については、区CM自由経費と区長自由経費を合わせた配分額を記入すること。

イ、オ欄には、配分移管があった場合に記入すること。

ウ、カ欄には、所属別配分額算定表を通知後に追加配分があった額を記入すること。

13 「準公」様式中、表頭「その他費用」欄は、現金支出を伴わない経費のみに限ること。

14 区CM自由経費については、様式1・様式2それぞれの該当欄に区CMの指示に基づき算定した額を記入すること。

15 9年度において区分の変更があったものについては、8年度も変更後の区分とすること。

歳出歳入予算増△減調書

(様式3)

所属名：●●区・局・室

(単位：千円)

	歳出	特定財源										差引 一般財源					再差引 一般財源
		分担金及 負担金	使用料及 手数料	国庫 支出金	府 支出金	財産 収入	財産 売却代	寄附金	繰入金 (除く蓄積基 金繰入金)	諸収入 (除く宝くじ収入)	計		市債	蓄積基金 繰入金	宝くじ 収入	交通安全 対策特別 交付金	
8当初											0	0					0
9算定											0	0					0
9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

対前年度との主な増△減

事項		区分	歳出	特定財源										差引 一般財源	市債	蓄積基金 繰入金	宝くじ 収入	交通安全 対策特別 交付金	再差引 一般財源	増△減説明
				分担金及 負担金	使用料及 手数料	国庫 支出金	府 支出金	財産 収入	財産 売却代	寄附金	繰入金 (除く蓄積基 金繰入金)	諸収入 (除く宝くじ収入)	計							
	8当初												0	0					0	
	9算定												0	0					0	
	9-8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8当初												0	0					0	
	9算定												0	0					0	
	9-8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8当初												0	0					0	
	9算定												0	0					0	
	9-8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8当初												0	0					0	
	9算定												0	0					0	
	9-8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8当初												0	0					0	
	9算定												0	0					0	
	9-8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8当初												0	0					0	
	9算定												0	0					0	
	9-8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8当初												0	0					0	
	9算定												0	0					0	
	9-8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8当初												0	0					0	
	9算定												0	0					0	
	9-8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8当初												0	0					0	
	9算定												0	0					0	
	9-8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8当初												0	0					0	
	9算定												0	0					0	
	9-8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8当初												0	0					0	
	9算定												0	0					0	
	9-8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 1. 本調査は、各所属所管予算全体について事項別に増△減を説明するものである。(局・室は区CM自由経費を含む。区については、区長自由経費のみについて記入すること。)

事項については、増△減の大きいものはもとより、プレス発表を予定している事業のうち、新規拡充事業についてももれなく記入すること。

また、非運動歳入など、歳入のみの事項についてももれなく記入すること。

2. 政令等特別会計、準公営企業会計についても、一般会計に準じて作成すること。

3. 増△減説明欄は、増減が生じる要因を、歳出・特定財源ごとに必要に応じて単価、件数、人数等の計数を活用して、簡潔・明瞭に説明すること。

歳出歳入予算増△減調書

(様式3)

記載例

所属名：●●区・局・室

(単位：千円)

	歳出	特定財源										差引 一般財源					再差引 一般財源
		分担金及 負担金	使用料及 手数料	国庫 支出金	府 支出金	財産 収入	財産 売却代	寄附金	繰入金 (除く蓄積基金繰 入金)	諸収入 (除く宝くじ収入)	計		市債	蓄積基金 繰入金	宝くじ 収入	交通安全 対策特別 交付金	
8当初											0	0					0
9算定											0	0					0
9-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

対前年度との主な増△減

事項		区分	歳出	特定財源										差引 一般財源					再差引 一般財源	増△減説明
				分担金及 負担金	使用料及 手数料	国庫 支出金	府 支出金	財産 収入	財産 売却代	寄附金	繰入金 (除く蓄積基 金繰入金)	諸収入 (除く宝くじ収 入)	計		市債	蓄積基金 繰入金	宝くじ 収入	交通安全 対策特別 交付金		
〇〇給付事業	8当初	非裁量B	1,000,000			500,000	250,000						750,000	250,000					250,000	法改正に伴う給付対象者の増による増
	9算定	非裁量B	1,200,000			600,000	300,000						900,000	300,000					300,000	
	9-8	非裁量B	200,000	0	0	100,000	50,000	0	0	0	0	0	150,000	50,000	0	0	0	0	50,000	
●●施設管理事業	8当初	非裁量C	50,000										0	50,000	50,000				0	改修工事完了に伴う皆減
	9算定	非裁量C	0										0	0					0	
	9-8	非裁量C	▲ 50,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 50,000	▲ 50,000	0	0	0	0	
	8当初	DX	7,000										0	7,000					7,000	システムの本格開発フェーズ移行に伴う増
	9算定	DX	30,000										0	30,000					30,000	
	9-8	DX	23,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23,000	0	0	0	0	23,000	
	8当初	裁量B	40,000										0	40,000	36,000				4,000	
	9算定	裁量B	40,000										0	40,000	36,000				4,000	
□□使用料	9-8	裁量B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8当初	非運動歳入			200,000								200,000	▲ 200,000					▲ 200,000	受益者負担の適正化に伴う使用料改定による増
	9算定	非運動歳入			210,000								210,000	▲ 210,000					▲ 210,000	
	9-8	非運動歳入	0	0	10,000	0	0	0	0	0	0	0	10,000	▲ 10,000	0	0	0	0	▲ 10,000	
	8当初												0	0					0	
	9算定												0	0					0	
	9-8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8当初												0	0					0	
	9算定												0	0					0	
	9-8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8当初												0	0					0	
	9算定												0	0					0	
	9-8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8当初												0	0					0	
	9算定												0	0					0	
	9-8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8当初												0	0					0	
	9算定												0	0					0	
	9-8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 1. 本調書は、各所属所管予算全体について事項別に増△減を説明するものである。(局・室は区CM自由経費を含む。区については、区長自由経費のみについて記入すること。)

事項については、増△減の大きいものはもとより、プレス発表を予定している事業のうち、新規拡充事業についてももれなく記入すること。

また、非運動歳入など、歳入のみの事項についてももれなく記入すること。

2. 政令等特別会計、準公営企業会計についても、一般会計に準じて作成すること。

3. 増△減説明欄は、増減が生じる要因を、歳出・特定財源ごとに必要に応じて単価、件数、人数等の計数を活用して、簡潔・明瞭に説明すること。

予算事業一覧

(様式4)

会計名 ●●会計

所属名 ○○区役所・局

上段:歳出額
(下段:所要一般財源(一般会計繰入金)) (単位:千円)

通し 番号	科 目 (款-項-目)	事 業 名	担 当 課	8 年 度 当 初 ①	9 年 度 予算案 ②	増 減 (② - ①)	備 考
1	3-1-2	〇〇局職員の人件費	〇〇課	30,000 (30,000)	0 (0)	△ 30,000 (△ 30,000)	9年度算定額10,000千 円のうち、一部(例; 2,000千円、所要一般財 源同額)のみが区CM 事業経費の場合でも記 載する。
		職員費計	目名称計で中央揃え	30,000 (30,000)	0 (0)	△ 30,000 (△ 30,000)	
2	3-1-2	〇〇事業	□□課	25,000 (25,000)	20,000 (20,000)	△ 5,000 (△ 5,000)	
3	3-1-2	△△事業	× × 課	5,000 (0)	1,500 (0)	△ 3,500 (0)	区CM 2,000 (2,000)
4	3-1-2	× ×					

(注)

- 1 本様式は各所属ごとの事業を款項目別に総括したものであり、12月算定段階、予算案プレス発表時に公表を予定していることから、市民・市会への各所属における説明責任の観点からも、簡潔かつわかりやすいものとなるよう留意すること。
- 2 公営・準公営企業会計については、本様式を参考に作成し、データにて財務部担当者あて提出すること。
- 3 なお、公表に向けた体裁など作成要領の詳細は別途通知する。

事業概要説明資料

(様式4付属資料①)

所属名 〇〇区役所・局

事業名	
-----	--

〔事業目的〕

--

〔事業内容〕

--

〔事項別内訳〕

(単位:千円)

事 項	8年度	9年度	備 考
合 計	0	0	

区シティ・マネージャー自由経費予算事業一覧

(様式4付属資料②)

会計名 一般会計

上 段 : 9 年 度 歳 出 額
(下 段 : 所 要 一 般 財 源) (単位:千円)

通し 番号	事 業 名	局名	予		算										編										成										主										管	
			区合計	北区	都島区	福島区	此花区	中央区	西区	港区	大正区	天王寺区	浪速区	西淀川区	淀川区	東淀川区	東成区	生野区	旭区	城東区	鶴見区	阿倍野区	住之江区	住吉区	東住吉区	平野区	西成区																			
1	〇〇事業	福祉局	16,572 (13,272)	16,572 (13,272)																																										
2	△△事業	福祉局	37,190 (36,888)	37,190 (36,888)																																										
3	× × 事業	福祉局	448 (448)	448 (448)																																										
4																																														
福祉局計			54,210 (50,608)	54,210 (50,608)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)													
一般会計 区CM自由経費計①			54,210 (50,608)	54,210 (50,608)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)													

一般会計 区長自由経費計②																																	
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

一般会計計 ①+②			54,210 (50,608)	54,210 (50,608)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
-----------	--	--	--------------------	--------------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

会計名 母子父子寡婦福祉貸付資金会計

上 段 : 9 年 度 歳 出 額
(下 段 : 一 般 会 計 繰 入 金) (単位:千円)

通し 番号	事 業 名	局名	予 算 編 成 主 管																											
			区合計	北区	都島区	福島区	此花区	中央区	西区	港区	大正区	天王寺区	浪速区	西淀川区	淀川区	東淀川区	東成区	生野区	旭区	城東区	鶴見区	阿倍野区	住之江区	住吉区	東住吉区	平野区	西成区			
1		こども 青少年局																												
母子父子寡婦福祉貸付資金会計 区CM自由経費計③			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

会計名 介護保険事業会計

上 段 : 9 年 度 歳 出 額
(下 段 : 一 般 会 計 繰 入 金) (単位:千円)

通し 番号	事 業 名	局名	予 算 編 成 主 管																											
			区合計	北区	都島区	福島区	此花区	中央区	西区	港区	大正区	天王寺区	浪速区	西淀川区	淀川区	東淀川区	東成区	生野区	旭区	城東区	鶴見区	阿倍野区	住之江区	住吉区	東住吉区	平野区	西成区			
1		福祉局																												
介護保険事業会計 区CM自由経費計④			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

区CM自由経費・区長自由経費 歳出額合計 ①+②+③+④			54,210	54,210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---------------------------------	--	--	--------	--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※1 本様式は、区CMの指示により局・室が作成のうえ、提出すること。なお、12月算定段階、予算案プレス発表時に公表予定。(詳細は別途通知)

※2 区合計の局計は、様式4予算事業一覧の備考欄「区CM」の所属計の金額と一致する。(ただし、複数の会計がある局については、すべての会計の備考欄「区CM」の所属計の金額を合計した額と一致する。)

会計名 一般会計

所属名 ○○局

※項目名の [] には充当事業名称を表示

(単位：千円)

通し 番号	科目・項目	担当課	8年度 ①	9年度 ②	増減 (②-①)	備 考
	15款 使用料及手数料		400,000	330,000	△ 70,000	
	1項 使用料		400,000	330,000	△ 70,000	
	1目 総務使用料		400,000	330,000	△ 70,000	
	1節 ○○使用料		100,000	50,000	△ 50,000	
1	●●使用料	●●課	50,000	30,000	△ 20,000	
2	▲▲使用料	●●課	30,000	20,000	△ 10,000	
3	▼▼使用料	●●課	20,000	0	△ 20,000	
	2節 □□使用料		300,000	280,000	△ 20,000	
4	●●使用料	●●課	150,000	160,000	10,000	
5	▲▲使用料	●●課	120,000	120,000	0	
6	▼▼使用料	●●課	30,000	0	△ 30,000	
	16款 国庫支出金		200,000	270,000	70,000	
	2項 国庫補助金		200,000	270,000	70,000	
	1目 総務費国庫補助金		40,000	45,000	5,000	
	1節 ▽▽補助金		40,000	45,000	5,000	
7	[◇◇事業]	●●課	25,000	30,000	5,000	
8	[××事業]	●●課	10,000	15,000	5,000	
9	[◆◆事業]	●●課	5,000	0	△ 5,000	
	・ ・ ・					
	23款 諸収入		15,000	16,000	1,000	
	6項 雑入		15,000	16,000	1,000	
	21目 雑収		15,000	16,000	1,000	
	1節 雑収		15,000	16,000	1,000	
22	■■収入	●●課	8,000	7,000	△ 1,000	
23	▲▲収入	●●課	5,000	6,000	1,000	
24	▲▲収入	●●課	2,000	3,000	1,000	
	計		1,300,000	1,500,000	200,000	

- (注) 1 本様式は、各所属ごとの一般会計の歳入を款項目節別に総括したものであり、予算案プレス発表時に公表を予定していることから、市民・市会への各所属における説明責任の観点からも、簡潔かつわかりやすいものとなるよう留意すること。
- 2 本様式については、メール等での提出は不要とし、システム上のステータスを「財政局主計担当」へ遷移させること。
- なお、公表に向けた体裁など作成要領の詳細は別途通知する。
- 3 令和8年8月10日付け「予算編成システム出力帳票を基にした歳入予算一覧の作成・公表について」のとおり、歳入予算の登録内容を点検・精査のうえ、当該結果を適切に反映させること。

予算事業別調書

(単位：円)

年 度		所属名	
会 計		担当課	
算 定 区 分			
新 規 / 拡 充		予算科目	
事 業 名			

事 業 費		うち債務負担の予算化額	
所要一般財源(一般会計繰入金)		うち区CM自由経費	

新規債務負担行為設定の有無	
---------------	--

事 業 目 的	
---------	--

事 業 内 容	
---------	--

事 業 期 間 ・ ス ケ ジ ュ ー ル	
-----------------------	--

実 施 方 法	
---------	--

事 項 別 内 訳	(上段：当年度 下段：前年度)						
	経 費 区 分	事 業 費	国 庫 支 出 金	府 支 出 金	市 債	そ の 他	所要一般財源 (一般会計繰入金)
							0
							0
							0
							0

							0
							0
							0
							0
合 計		0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0

事業費等の推移

年 度	事業費	国庫支出金	府支出金	市 債	そ の 他	所要一般財源 (一般会計繰入金)
令和6年度当初						0
令和7年度当初						0
令和8年度当初						0
令和9年度当初						0
令和10年度見込						0
令和11年度見込						0
令和12年度見込						0
令和13年度見込						0

令和6年度決算						0
令和7年度決算						0

事業実施に至る背景・経過

現 状 ・ 課 題

K P I（評価指標）・K G I（達成目標）

再 構 築 基 準

（注）

- 1 公営・準公営企業会計については、本様式を参考に作成し、データにて財務部担当者あて提出すること。